

## 川崎市立川崎病院働き方改革推進委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立川崎病院働き方改革推進委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 当院に勤務する医師、看護職員、その他の医療従事者（以下、医療従事者という。）の負担の軽減及び処遇の改善に関し、医療従事者の勤務状況を把握し、その改善の必要性等についての提言や医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の作成や達成状況の評価等を行うため委員会を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 医療従事者の勤務状況の把握
- (2) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善の必要性等についての提言
- (3) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の作成
- (4) 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の達成状況の評価
- (5) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で組織する。

2 委員の任期は、就任した日から当該度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期期間とする。

3 委員は、辞任・解任されない限り、再任されるものとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副院長を充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委員長代理者がその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、第2条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局庶務課において処理をする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(川崎市立川崎病院医師負担軽減処遇改善委員会設置要領の廃止)

2 川崎市立川崎病院医師負担軽減処遇改善委員会設置要領を廃止する。